

## 補助金調書

|   |  |  |          |              |                                       |  |
|---|--|--|----------|--------------|---------------------------------------|--|
| 補助金名  | 緑地保全事業補助金  |  |          | 担当課<br>(連絡先) | 住宅都市局みどりのまち推進部<br>みどり推進課(TEL711-4424) |  |
| 交付先   | <input type="checkbox"/> 個人<br><input type="checkbox"/> 団体   | 保存樹の所有者  |          | 区分           | その他の補助金                               |  |
| 交付先決定方法   | <input type="checkbox"/> 公募  | (公募の場合)<br>公募時期  |          | 通年           |                                       |  |
| (公募の場合)<br>応募要件                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹の所有者であること。</li> <li>・補助対象者(法人の場合は役員を含む)が暴力団員でないこと。</li> <li>・本市の市税を滞納していないこと。</li> </ul>  |  |          |              |                                       |  |
| (非公募の場合)<br>非公募の理由                              |  |  |          |              |                                       |  |
| 補助開始年度  | 昭和44   | 年度   | 経過年数     | 51           | 年度                                    |  |
| 補助金の目的<br>及び<br>補助対象事業                          | 都市の美観風致を維持するために指定した保存樹の所有者に対し、枯損の防止その他その保存のために行う保存樹の剪定・治療行為に対する費用の補助を行う。   |  |          |              |                                       |  |
| 補助金の終期  | 設定しない  | 延長回数   |          | 回            |                                       |  |
| 終期を延長する理由                                       |  |  |          |              |                                       |  |
| 交付対象経費及び<br>補助金の算定方法等                           | <input type="checkbox"/> 定率  | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】<br>保存行為に係る保存樹1本につき、当該事業費の2分の1相当額(上限30万円、千円未満切り捨て) |          |              |                                       |  |
| (間接補助の場合)<br>間接補助とする理由<br>及び再交付先への配<br>分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】  |  |          |              |                                       |  |
| 交付状況等<br>【上段:交付件数】<br>【下段:決算】<br>(※1)           | 当該年度   | 前年度  | 前々年度     | 前々々年度        |                                       |  |
|   | 件  | 18 件   | 20 件     | 22 件         |                                       |  |
|   | 5,500 千円   | 4,861 千円   | 5,516 千円 |              | 5,265 千円                              |  |
| 前年度補助事業<br>の主な実施概要                              | 平成30年度は、剪定費補助17件(30本)、治療費補助1件(1本)の補助を行った。  |  |          |              |                                       |  |
| 補助金交付<br>による効果                                  | 保存樹は、長い年月をかけて育てられた貴重な樹木であり、一旦失われると回復が困難である。また、地域のシンボルとしての役割や、緑化啓発の役割、福岡市民の憩いの場の役割も果たしており、後世に残していくべき貴重な財産である。一方、保存樹の維持管理には多大な費用と手間がかかるため、剪定・治療費の一部を補助することで、所有者の負担を一部軽減することができる。 |  |          |              |                                       |  |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。